

市民活動災害補償制度

提・申・問 所定の用紙(コミュニティ推進課、各コミュニティセンター、大日サービスコーナーで配布。市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、コミュニティ推進課 **TEL**06-6992-1520 自治会・町会などの各種市民団体の活動中に、指導者や参加者が事故で負傷などした場合に救済する「市民活動災害補償制度」を設けています。登録手続きは、随時受け付けています。詳しくは、コミュニティ推進課まで。
補償期間 5月1日(日)～令和5年5月1日(月)

生涯学習活動に対して助成金を交付

問 生涯学習・スポーツ振興課 **TEL**06-6995-3158
☑ Mori_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp
市民の生涯学習の意識を高め、生涯学習活動の推進が期待できる事業を実施される皆さんの支援を行います。
対 市内在住・在職・在学の個人やその個人を主たる構成員とするグループ・団体で、次の各号に該当する活動
①スポーツ・文化・レクリエーション活動およびそれらに関連するボランティア活動
②活動の成果が市民および他の団体の生涯学習に係る意欲を一層高める効果をもたらす活動
備 助成金額は審査会で審査し、決定
配 申請書などは生涯学習・スポーツ振興課、各コミュニティセンター、文化センター、市民体育館、市立図書館にあります。
申 5月2日(月)～6月30日(木)の間に必要書類を生涯学習・スポーツ振興課まで(郵送・メール可)

第54回守口市子どもまつり開催中止のお知らせ

問 子どもまつり実行委員会事務局(コミュニティ推進課内)
TEL06-6992-1520

注 5月15日(日)大枝公園西側エリアで開催予定をしていました「守口市子どもまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止になりました。



令和4年度公募型協働事業制度・市民委員募集

問 コミュニティ推進課 **TEL**06-6992-1520
▼市民と市行政が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための協働事業の提案を募集中。
締切 7月15日(金)
募集要項設置場所 市内各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、守口文化センター、守口市立図書館、コミュニティ推進課、市役所1Fロビー案内横
▼公募型市民協働提案制度の提案を審査する推進会議の市民委員も募集中。
応募資格 市内在住・在職・在学されている人で、年2回程度の委員会(平日)に参加できる人(任期2年)
募集人数 2人程度(応募者多数の場合は抽選)
謝礼 市条例の範囲内で支給
締切 6月30日(木)
詳しくは市ホームページまたはお問い合わせください。

地域福祉のまちづくりに取り組む活動

問 地域福祉課 **TEL**06-6992-1570
市民主体の地域福祉活動を促進するため、市内で行われる地域福祉活動へ助成金を交付します。
対 市内在住・在職・在学の個人やその個人を主たる構成員とするグループ・団体、また市外に事務所を有する団体で、次に該当する活動を市内で行うもの
①高齢者、障がい者や児童などの社会参加・自立への機運を高めるなどの社会参加推進活動(例)認知症予防手作り教室、高齢者向け料理教室
②市民の福祉向上および高齢者、障がい者や児童などの知識習得などのための講演会など(例)手話に関する講演、障がい者理解の講演会
③高齢者、障がい者や児童などの福祉の向上に寄与することを目的とした普及啓発活動(例)障がい者向けスイーツコンテスト

備 助成金額は審査会で決定
配 申請書などは、地域福祉課、各コミュニティセンター
申 6月30日(木)までに必要書類を持参の上、地域福祉課

善意 厚くお礼申し上げます。
【社会福祉のために】
愛のみのり基金に活用させていただきます。
▽寄付…137,425円
なみはやネットワーク

お知らせ

個人市民税・府民税課税証明書の発行

個人市民税・府民税の令和4年度(令和3年中所得)課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

注 サラリーマンなどで住民税が給与から特別徴収(差し引き)される人は、5月下旬ごろから発行します(コンビニエンスストアでは6月上旬ごろとなり、事前に個人番号カードの取得が必要)。

証明書の取得を予定している人は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。不明な点は、事前に問い合わせください。

問 課税課 **TEL**06-6992-1406

ご存じですか 固定資産税・都市計画税・共有

固定資産(土地・家屋)を複数の人で共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。このため、持ち分に応じて税額をあん分して課税することはできません。

代表者には納税通知書および納付書を、代表者以外(共有構成員)には納税

通知書(納付書は同封していません)を、それぞれ5月以降に送付予定です。あらかじめ、代表者を含む共有構成員間で納付方法などについて取り決めておいてください。

問 課税課資産税担当 **TEL**06-6992-1474

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。5月31日(火)までに納付してください。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)について「継続検査用納税証明書」を利用してください。

すでに軽自動車などを譲渡し、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください。

減免制度

身体障害者手帳などをお持ちの人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

申請時の必要書類などについては、お問い合わせください。

減免を受けるには、毎年度申請が必要になります。

申請期限は5月31日(火)です。

問 課税課税政担当 **TEL**06-6992-1458

廃車などの手続きと場所		軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き・問い合わせ先	課税課税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会大阪主管理事所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	▽ナンバープレート ▽軽自動車税(種別割)原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください。	

大阪府からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(火)です。

府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは、収納代理金融機関、大阪府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアなどで、納付することが

できます。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用したクレジットカードでの納付や、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行除く)のPayEasy(ペイジー)に対応しているATMやインターネットバンキングによる収納も可能です。

さらに、スマートフォン決済アプリ「PayB」LINE Pay 請求書支払い「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納付することもできます。

詳しくは、各金融機関や大阪府ホームページをご確認ください。

注 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納付が困難である場合には、納付を猶予する制度があります。納付が困難な場合はお早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所に相談してください。

問 自動車税コールセンター(受付時間:平日午前9時~午後5時45分)
TEL0570-02-0156
TEL06-6776-7021(※一部のIP電話などで繋がらない場合はこちらまで)

注 納税通知書などの発送直後や午前9時台は、繋がりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。